

# 技術評価様式 23 「技能者の登録」申請上の留意点

## 令和5年8月1日の公告から 添付資料（画面コピー）の追加が必要となる場合があります

技術評価様式 23 の申請では、「事業者ID」の記載及び「技能者カード」の写しを添付していただいておりますが、「企業」の登録及び評価対象となる「大分類コード番号 01～52 に分類される技能職種」の登録状況を確認するため、添付資料①に加え、令和5年4月1日から添付資料②及び③を追加添付していただいております。更に、8月1日以降に公告された工事からは、**添付資料③に画面コピーの追加が必要となる場合があります**ので注意をお願いします。

また、添付していただく「技能者カード」の写しについては、評価対象となる技能者の企業との雇用関係を確認するため、建設キャリアアップシステムに「**大分類コード番号 01～52 に分類される技能職種**」が登録されている技能者のカードとしていただくようお願いします。

当該申請に必要な資料については、「**申請フロー**」及び「**チェックリスト**」を作成しましたので、ご活用ください。

### 【添付資料】

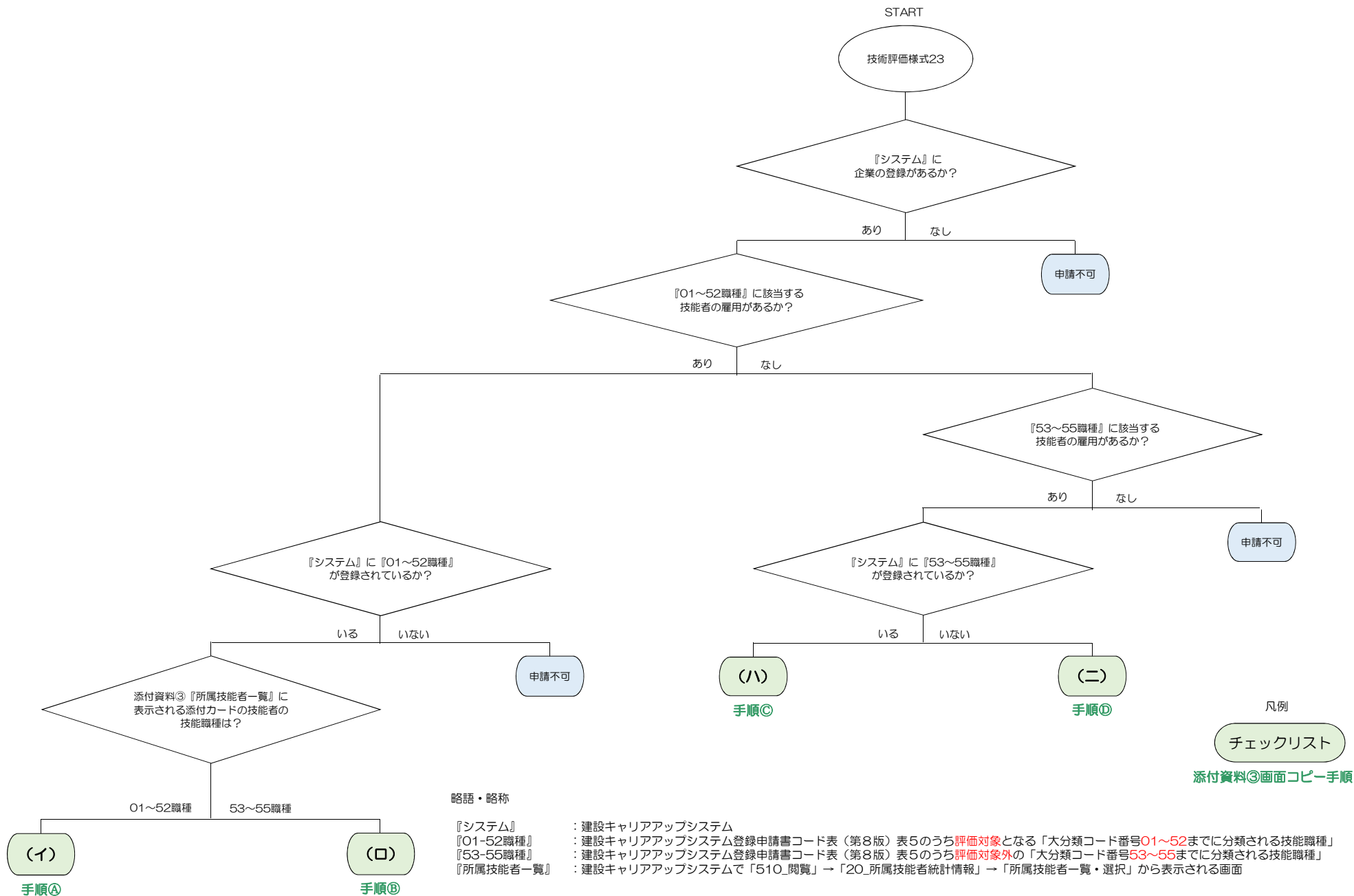
① 技能者カードの写しの技能者と企業の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの（健康保険証の写しなど）	（当初から）
② 建設キャリアアップシステムで表示される「所属技能者情報」画面コピー	（令和5年4月1日から追加）
③ 建設キャリアアップシステムで表示される「所属技能者一覧」画面コピー （画面コピーの追加が必要となる場合がある）	（令和5年4月1日から追加） （令和5年8月1日から追加）

※ 「**申請フロー**」及び「**チェックリスト**」にて申請パターン（○）に該当する場合は、**添付資料③に画面コピーの追加が必要となります**ので、「添付資料③「所属技能者一覧」画面コピーの手順⑧」をご確認願います。

### 【申請における注意事項】

- 「技能者の登録」（技術評価様式 23）では、「建設キャリアアップシステムの登録申請書コード表（第8版）表5 技能職種」のうち、特に処遇の改善が強く求められている工事現場の作業に従事する職人等にあたる「**大分類コード番号 01～52 までに分類される技能職種**」を評価対象としています。
- 「**大分類コード番号 53～55 に分類される技能職種**」は、**評価の対象外**となります。

# 技術評価様式23「技能者の登録」の申請フロー



## 技術評価様式23「技能者の登録」の申請に必要な資料のチェックリスト

【評価対象】 特に処遇の改善が強く求められている『01～52職種』（工事現場での作業に従事する職人に該当する職種）

	『システム』に企業の登録がある			
	『01～52職種』に該当する技能者の雇用がある		『01～52職種』に該当する技能者の雇用がない (『53～55職種』に該当する技能者の雇用はある)	
	『システム』に『01～52職種』が登録されている		『システム』に『53～55職種』が登録されている場合	『システム』に『53～55職種』が登録されていない場合
	「所属技能者一覧」で『01～52職種』が確認できる場合	「所属技能者一覧」で『01～52職種』が確認できない場合		
申請パターン	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
技術評価様式23	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (注1)	<input type="checkbox"/> (注1)
技能者カードの写し (『01～52職種』の登録技能者)	<input type="checkbox"/> (注2)	<input type="checkbox"/> (注2)	—	—
添付資料① 健康保険被保険証の写しなど	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—
添付資料② 「所属技能者情報」画面コピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添付資料③ 「所属技能者一覧」画面コピー	手順④	手順⑤	手順⑥	手順⑦
	画面①のコピー	<input type="checkbox"/> (注3)	<input type="checkbox"/> (注3)	<input type="checkbox"/> (注3)
	画面②のコピー	—	<input type="checkbox"/> (注3) (注4)	—

(注1) 「大分類コード番号01～52に分類される技能者の雇用が無い」旨を**必ず記載**してください。

(注2) 『システム』に『01～52職種』が登録されている技能者のカードの写しを添付してください。

(注3) 添付資料③「所属技能者一覧」の画面コピー（画面①、画面②）については、画面コピーの手順④⑤⑥にて確認してください。

(注4) 「所属技能者一覧」画面①において、技術評価様式23に添付されたカードの技能者の『01～52職種』が表示されない（『53～55職種』が表示されている）場合は、**「添付資料③「所属技能者一覧」画面コピーの手順④ 手順⑤「所属技能者一覧」画面①で『01～52職種』が確認できない場合**により、ポップアップで『01～52職種』を表示し、その**画面②のコピーを画面①のコピーとともに提出**してください。